

平成 2 6 年度実施方針

イノベーション推進部

1. 件名

研究開発型ベンチャー支援事業

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 1 4 年法律第 1 4 5 号）
第 1 5 条第 1 項第 1 号各項、2 号、7 号、8 号及び 9 号

3. 背景及び目的

我が国では、ベンチャーキャピタル、大企業、インキュベーター等から構築されるベンチャーエコシステムが未発達であり、優れたシーズ技術が存在しても、それらを起業に結びつけ、成功まで導くまでに数多の困難がある。また、新たな価値創造は多くの失敗の上になり立つという社会的コンセンサスがないことなどから起業家精神が育たず、ベンチャー企業の興隆が見られない。

他方、大企業を中心に、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、多様な外部技術を活用するオープンイノベーションの必要性が高まっており、研究開発型ベンチャー企業との連携に対する期待は大きくなっている。

研究開発型ベンチャー企業の活性化に向けては、新事業を創出しようという起業家に対し、ハンズオンによる経営・事業化のサポート、事業資金を供給する金融機関等との連携などその事業化支援を強化していくことが重要である。

本事業では、平成 2 5 年度補正予算で構築する「研究開発型新事業創出支援プラットフォーム」（優れた技術の事業化計画や周辺技術との融合などを促進する仕組み）を活用して、我が国の企業、大学、研究機関等が有する技術シーズの発掘から事業化までを一貫して政策的に支援することにより、研究開発型ベンチャー企業の創出、育成を図り、もって経済活性化、新規産業・雇用の創出につなげることを目的とする。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

特定の技術シーズを有し、研究開発型ベンチャー企業の起業を目指す起業家候補を事業化支援人材の下で育成することにより、我が国企業、大学、研究機関等の優れた技術を基にした研究開発型ベンチャー企業の創出を促進する。

4. 2 事業方針

(1) 対象者

我が国の経済活性化、新規産業・雇用の創出が期待できる技術シーズを有し、研究開発型ベンチャー企業の起業を目指す起業家候補人材（スタートアップイノベーター。以下「SUI」という。）は、技術シーズを有する（または有する機関に所属する）個人もしくはチームとする。

事業化支援人材・機関は、事業化支援に係わる専門家または法人とする。

（２）対象テーマ

SUIを公募により採択の上、起業までのフィージビリティ調査を以下のとおり行う。また、SUIの候補となる人材の発掘に資する研修等を行う。

① SUIによる企業化可能性調査

SUIを公募、採択し、そのビジネスプランの構築等の企業化可能性調査を行う。

② 事業化支援人材・機関等による支援事業

事業化候補の技術開発及び事業化を促進するために必要な助言・指導等の支援を行う事業化支援人材等を公募等により採択する。事業化支援人材等は、ビジネスプラン策定の研修・助言、技術面及び法律・知財面の支援、グローバルな技術融合による課題解決、金融機関等との連携による出資、融資の促進、潜在ユーザーとの連携等の支援をSUIに対して行う。

（３）審査項目

原則として、別紙のとおり。

<支援条件等>

（１）実施期間

２年以内。なお、調査期間中にステージゲート審査を行い、調査事業の継続の可否を判断する。

（２）事業規模等

SUIの人件費 ６５０万円以内／年（SUI一人当たり）

企業化可能性検討（SUIの人件費以外） １５００万円以内／年（一件当たり）

また、事業化支援人材等に対するビジネスプラン策定等の支援に関する費用は独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構（以下、「NEDO」という。）の規程に従うものとする。

（３）採択予定件数

新規採択予定件数は定めず、新規採択分子算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

（４）今年度事業規模

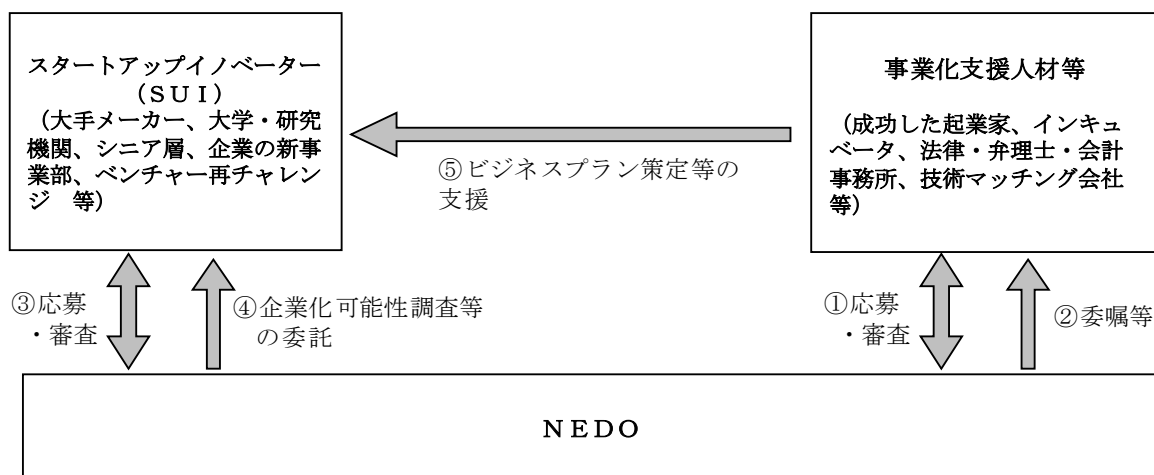
５８０百万円

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制

本事業における実施体制は以下のとおり。

研究開発型ベンチャー支援事業の実施スキーム



- ① NEDOは、事業化支援人材等を公募し、審査して採択決定を行う。
- ② NEDOは、事業化支援人材等の委嘱等を行う。
- ③ NEDOは、SUIを公募し、申請書類の審査並びに面接等を実施し、SUI採択者を決定する。
- ④ NEDOは、SUIに企業化可能性調査等の委託を行う。
- ⑤ NEDOが委嘱等を行う事業化支援人材等は、SUI等に対してビジネスプラン策定等の支援を行う。

5. 2 SUIの公募

(1) 掲載する媒体

「NEDOホームページ」等で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月以上前にNEDOホームページで行う。

(3) 公募時期

平成26年5月上旬に開始予定。

(4) 公募期間

30日間以上とする。

(5) 公募説明会

川崎、大阪で開催し、必要に応じて他都市でも実施する。

5. 3 S U I の採択方法

(1) 審査方法

外部専門家の知見も活用し、書面審査・面接等を経て、採択を決定する。また、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募から採択決定までの審査等の期間

原則70日以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。
なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者、テーマの名称等を公表する。

5. 4 S U I 評価に関する事項

NEDOは、政策的観点から、事業計画の意義、目標達成度、事業化の実現可能性並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な事業性評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じて支援打ち切り等見直しを迅速に行う。

1年度目の終了時（または随時）に外部有識者等によるステージゲート審査を実施し、2年度目への移行（または審査後の継続）の可否判断を行うことにより効率的・効果的な執行を行う。

評価の実施時期については、当該技術シーズに係る技術動向、政策動向や当該事業化の進捗状況等に応じて、前倒しする等、適宜見直すものとする。

6. スケジュール

(S U I の公募)

平成26年	5月上旬	公募開始
	6月上旬	受付締切
	6月中旬～7月上旬	審査

(注) 時期は予定であり、前後する場合がある。

7. 実施方針の改訂履歴

平成26年 4月制定

(別紙) 審査項目について

① 技術評価

項目	審査基準
基となる研究開発の有無	・提案の基となる技術開発のシーズ（実験データ等）が示されており、基礎的な検討が十分に行われていること。
特許・ノウハウの優位性	・申請者が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。

② 事業化評価

項目	審査基準
市場創出・市場獲得効果	・当該研究成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、市場の開拓・獲得等に貢献するものであること。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）していること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位（性能、価格等）であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化計画	・事業化が達成されるまでの具体的かつ的確な事業化計画が提案されていること。

③ 人物評価

起業への熱意、理念、コミュニケーション能力等を面談により評価する。